

# 長崎県の賃金事情

平成30年3月



厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

## 統計表について

---

- 1 この統計資料は、平成28年(2016年)および平成29年(2017年)の賃金構造基本統計調査等の統計資料を基に作成したものである。
- 2 統計表の出所については、脚注に掲げている。
- 3 統計表で規模と表示したものは、特記しない限り事業所規模を示している。
- 4 賃金構造基本統計調査について  
主要産業に雇用される労働者の、毎年6月末現在の賃金の実態(職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等)を明らかにすることを目的とした調査である。  
なお、賃金構造基本統計調査における主な用語は以下のとおり。

### 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

期間を定めずに雇われている労働者

1か月を超える期間を定めて雇われている労働者

日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

### 一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者以外の者をいう。

### 短時間労働者

常用労働者のうち、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

### 所定内実労働時間数

総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいう。したがって、事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、実際に労働した時間数の合計をいう。

### 超過実労働時間数

事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。

### きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額をいう。

### 所定内給与額

月間きまって支給する現金給与額から超過労働給与額(時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交替手当)を差し引いた額をいう。

### 1時間当たり所定内給与額

各労働者ごとに月間所定内給与額を月間所定内実労働時間数で除したものの。円未満の端数は四捨五入している。

### 年間賞与その他特別給与額

調査対象年の前年1年間(原則として1月から12月までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額をいう。

### 初任給額

調査年に採用し、6月30日現在で実際に雇用している新規学卒者(各年3月に学校教育法に基づく高校、高専・短大又は大学を卒業した者及び大学院修士課程を修了した者)の所定内給与額から通勤手当を除いたものであり、かつ、その年度の初任給額として確定したもの。

賃金構造基本統計調査結果、その他各種調査結果は...

政府統計の総合窓口(e-Stat) <http://e-stat.go.jp/>

# 目 次

<b>1 賃金構造基本統計調査結果（平成28年）からみた賃金の状況等</b>	
（1）長崎県のきまって支給する現金給与額等の推移（産業計）	
（所定内実労働時間数（男女）含む）	1
（2）長崎県の産業・規模別きまって支給する現金給与額	2
（3）九州・沖縄各県の男女別のきまって支給する現金給与額（産業計）	3
（4）九州・沖縄各県の産業別の所定内給与額	3
（5）長崎県の年齢・産業別きまって支給する現金給与額	
（企業規模計）	4
（6）九州・沖縄各県の短時間労働者の時間当たりの	
所定内給与額及び平均年齢	5
（7）九州・沖縄各県の性別、学歴別新規学卒者初任給与額	
（企業規模計、全産業）	6
（8）長崎県の性別、学歴別新規学卒者初任給与額（企業規模計）の推移	7
（9）九州・沖縄各県の年間賞与その他特別給与額（企業規模計）	8
（10）長崎県の産業別年間賞与その他特別給与額（企業規模計）	8
<b>2 賃上げ状況等</b>	
（1）全国の民間主要企業春季賃上げ妥結状況 <加重平均>	9
（2）平成29年全国主要企業の状況（産業別）<加重平均>	9
（3）生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）	
＋住宅扶助）と最低賃金	10
<b>3 地域別最低賃金</b>	
平成29年度地域別最低賃金の決定状況	11
<b>4 特定最低賃金</b>	
平成29年度特定最低賃金の決定状況（業種別）	12

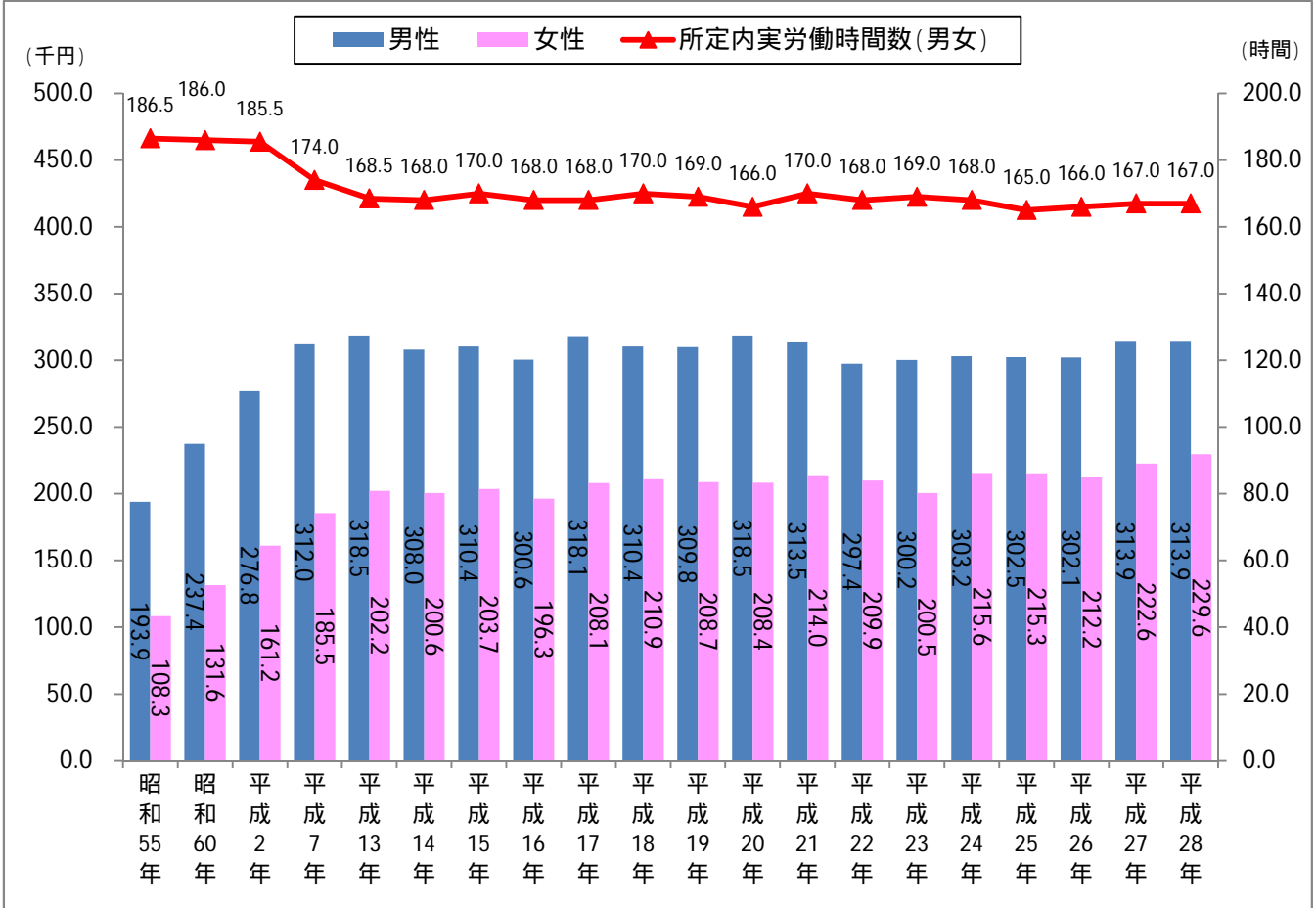
# 1 賃金構造基本統計調査結果（平成28年）からみた賃金の状況等

## (1) 長崎県のきまって支給する現金給与額等の推移（産業計）

「きまって支給する現金給与額」の全国平均は、男女ともに前年に比べ上昇している中で、長崎県においては、女性が上昇している一方で男性は前年と同額となっている。

長崎県の「きまって支給する現金給与額」の男女計は、全国平均を100とした場合、83.1となり、前年（82.7）に比べ全国との差がわずかに縮まっている。

所定内実労働時間数（男女計）は、前年と同様に全国平均（164時間）より3時間長い167時間となっている。



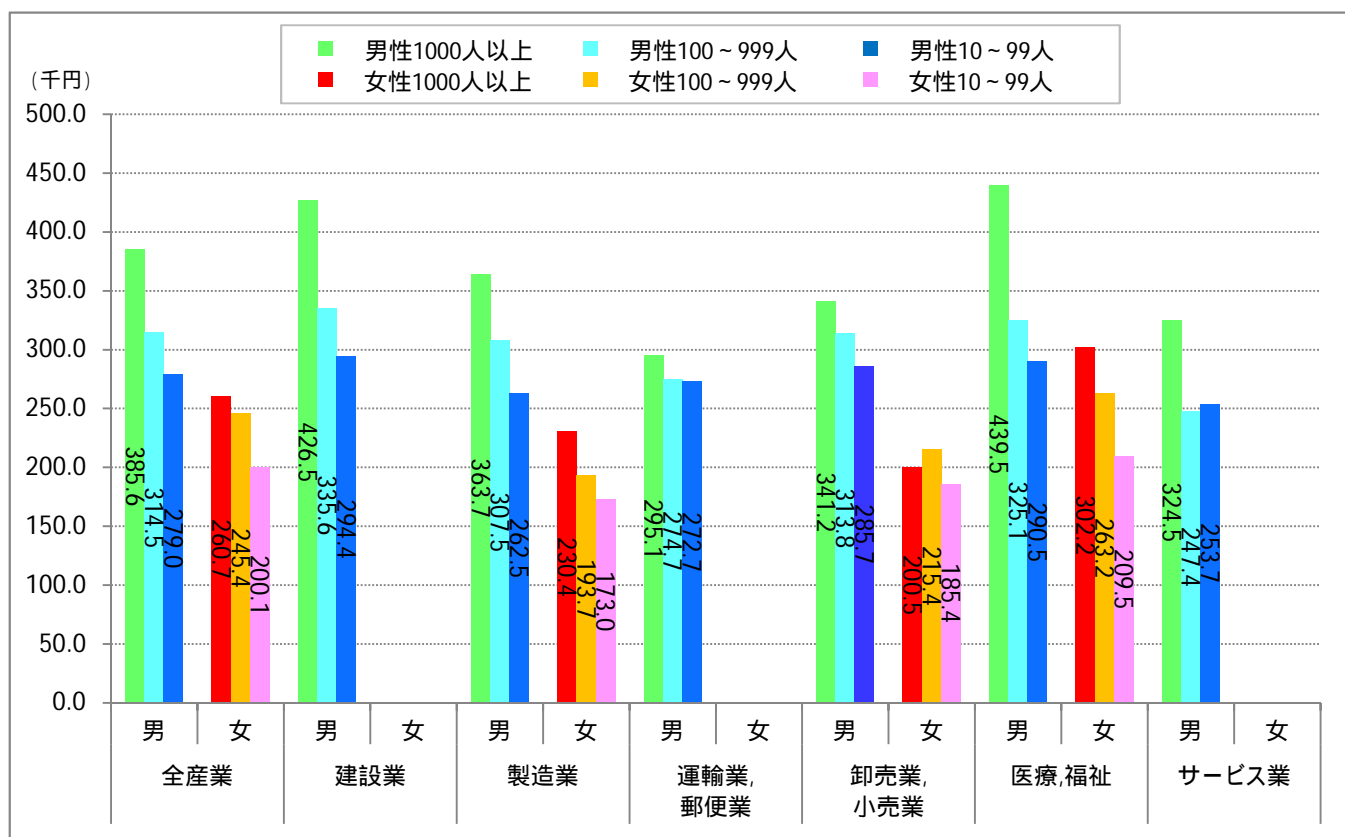
### 長崎県と全国平均との比較

		所定内実労働時間数 (時間)		所定内実労働時間数の順位 (長い順)		きまって支給する現金給与額 (千円)		きまって支給する現金給与額の順位 (高い順)		きまって支給する現金給与額全国平均を100とした場合の比率	
		平成27年	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年	平成28年
全国平均	男女計	164	164			333.3	333.7				
	男性	165	165			370.3	370.9				
	女性	162	163			259.6	262.7				
長崎県	男女計	167	167	10	11	275.6	277.2	39	34	82.7	83.1
	男性	168	169	15	2	313.9	313.9	35	33	84.8	84.6
	女性	166	165	8	15	222.6	229.6	35	33	85.7	87.4

資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

## (2) 長崎県の産業・規模別きまって支給する現金給与額

長崎県の全産業における企業規模別の給与額については、「1000人以上」を100として全産業で比較すると、男性は、「100～999人」では81.6、「10～99人」では72.4となっている。これに対して女性は、それぞれ94.1、76.8となっており、規模間の格差は男性のほうが大きくなっている。



1000人以上（産業・規模別きまって支給する現金給与額）を100とした場合の比率	男性		女性	
	100～999人	10～99人	100～999人	10～99人
全産業	81.6	72.4	94.1	76.8
建設業	78.7	69.0		
製造業	84.5	72.2	84.1	75.1
運輸業, 郵便業	93.1	92.4		
卸売業, 小売業	92.0	83.7	107.4	92.5
医療, 福祉	74.0	66.1	87.1	69.3
サービス業 (他に分類されないもの) 注	76.2	78.2		

注：日本標準産業分類「大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）」

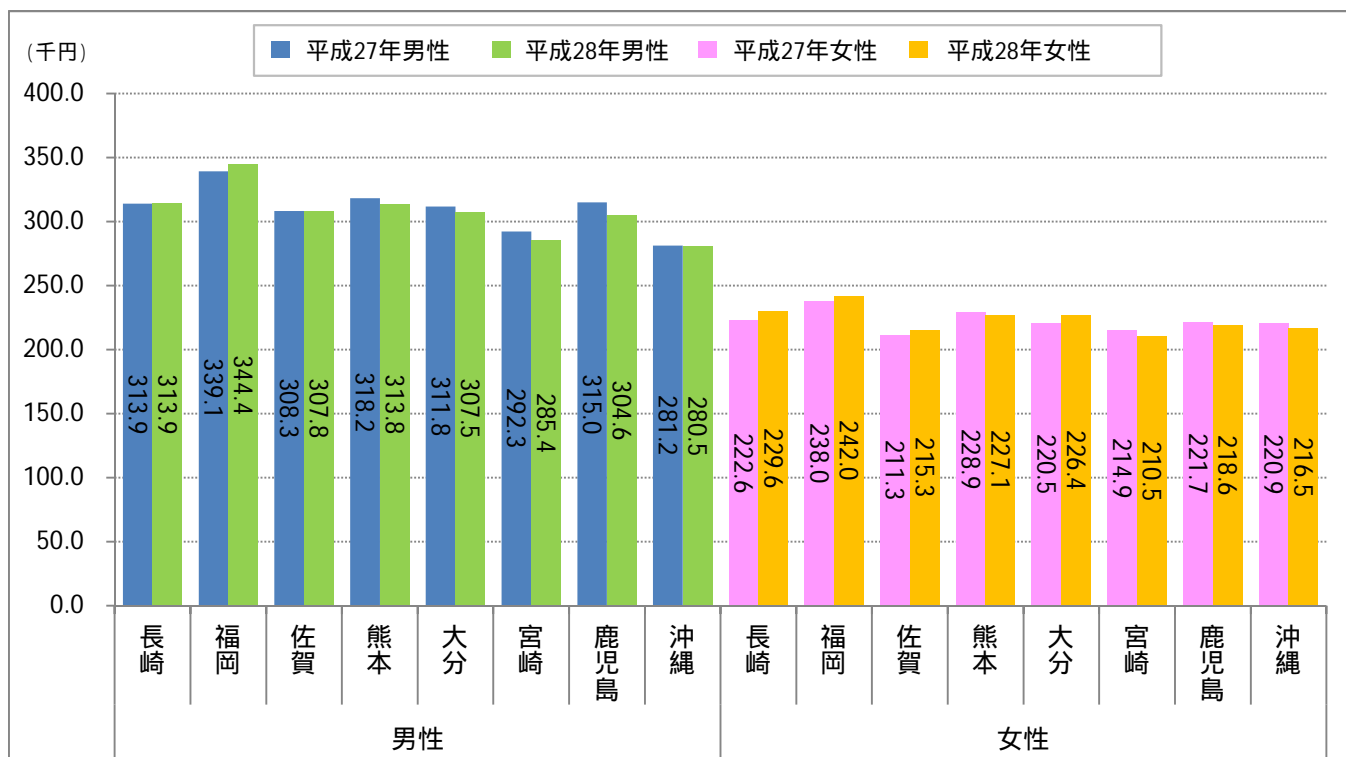
R 8 8 廃棄物処理業、R 8 9 自動車整備業、R 9 0 機械等修理業（別掲を除く）、  
R 9 1 職業紹介・労働者派遣業、R 9 2 その他の事業サービス業、R 9 3 政治・経済・文化団体、  
R 9 4 宗教、R 9 5 その他のサービス業、R 9 6 外国公務

「建設業」「運輸業, 郵便業」「サービス業」の女性は、収録されていない。

資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

### (3)九州・沖縄各県の男女別のきまって支給する現金給与額(産業計)

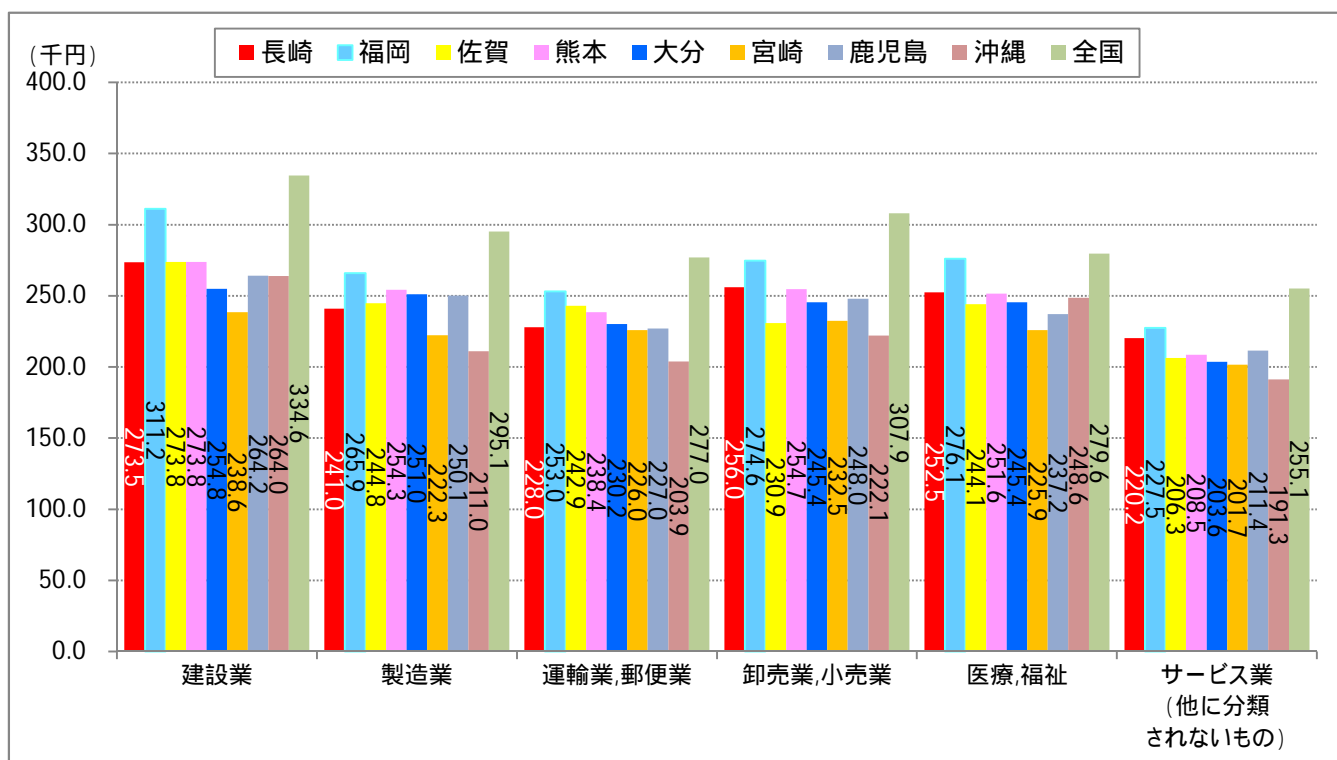
長崎県における男女別の「きまって支給する現金給与額(産業計、企業規模計)」を九州・沖縄8県で比較すると、男性は前年の4位から福岡に次ぐ2位へ、女性も3位から福岡に次ぐ2位となっている。



資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

### (4)九州・沖縄各県の産業別の所定内給与額

九州・沖縄各県の産業別所定内給与額(男女計)を全国平均と比較すると、全ての産業で全国平均を下回っている。長崎県と全国平均との差が最も小さいのは、「医療、福祉」となっている。



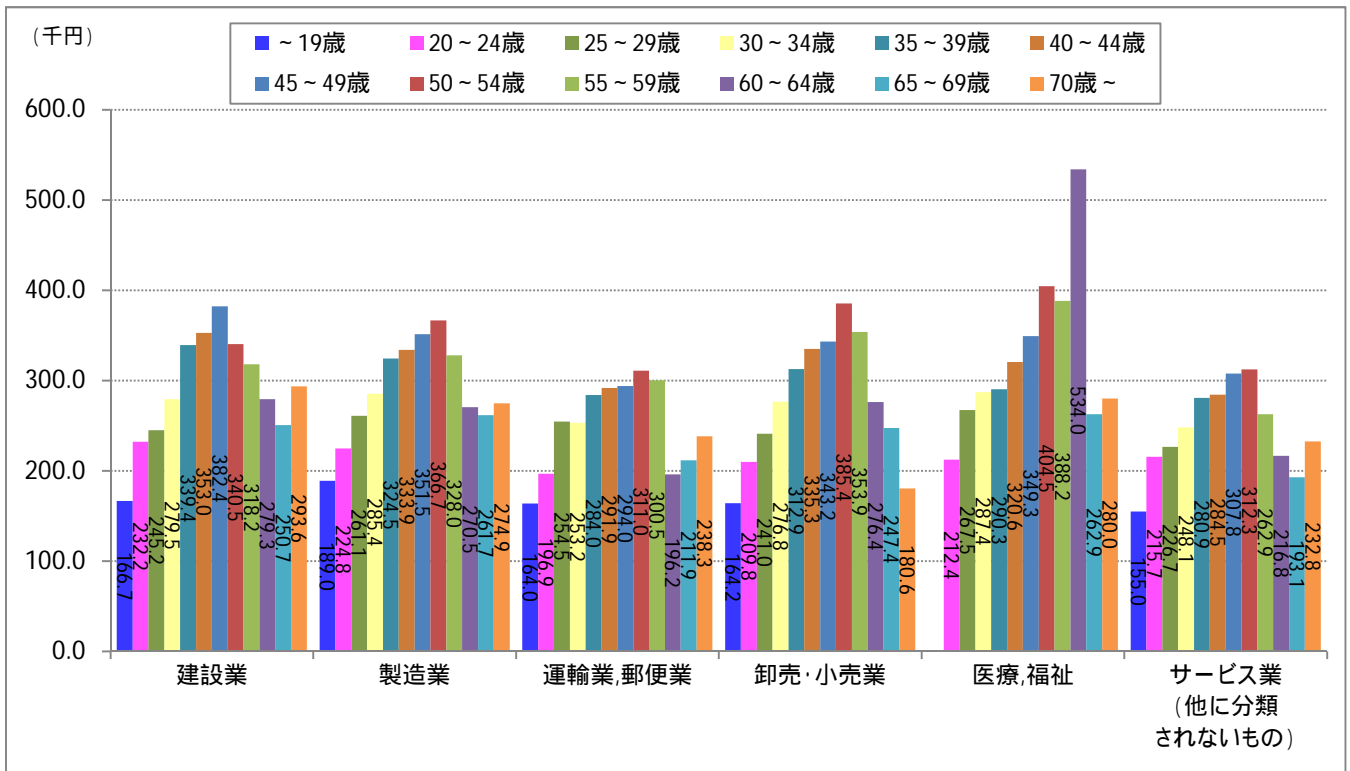
資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告



(5) 長崎県の年齢・産業別きまって支給する現金給与額(企業規模計)

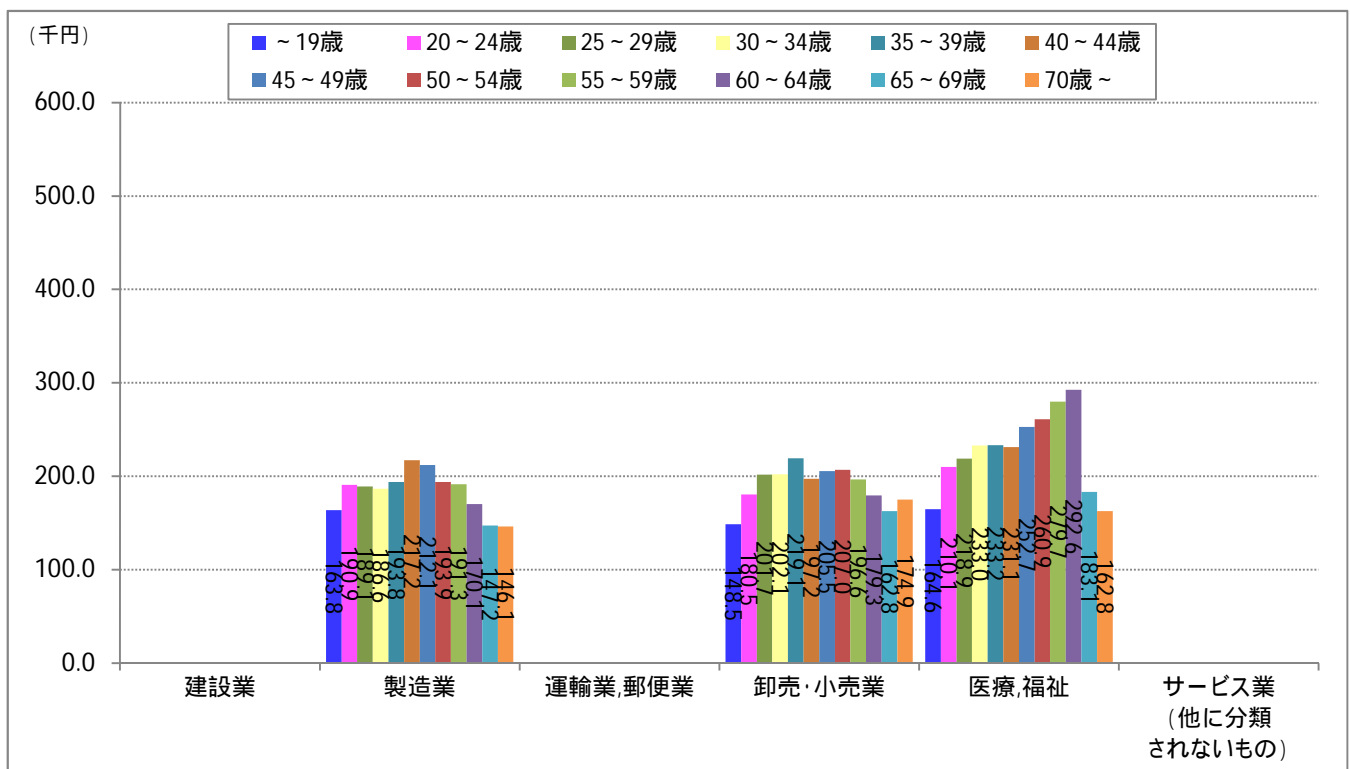
男性

男性の「きまって支給する現金給与額」を年齢別に比較すると、「医療、福祉」以外の業種では、「45～49歳」又は「50～54歳」の階層をピークとする山型となっている。「医療、福祉」では、「60～64歳」の階層が突出して高い額となっている。



女性

長崎県における女性の年齢別現金給与額は、男性に比べると年齢階層による差異は顕著ではない。



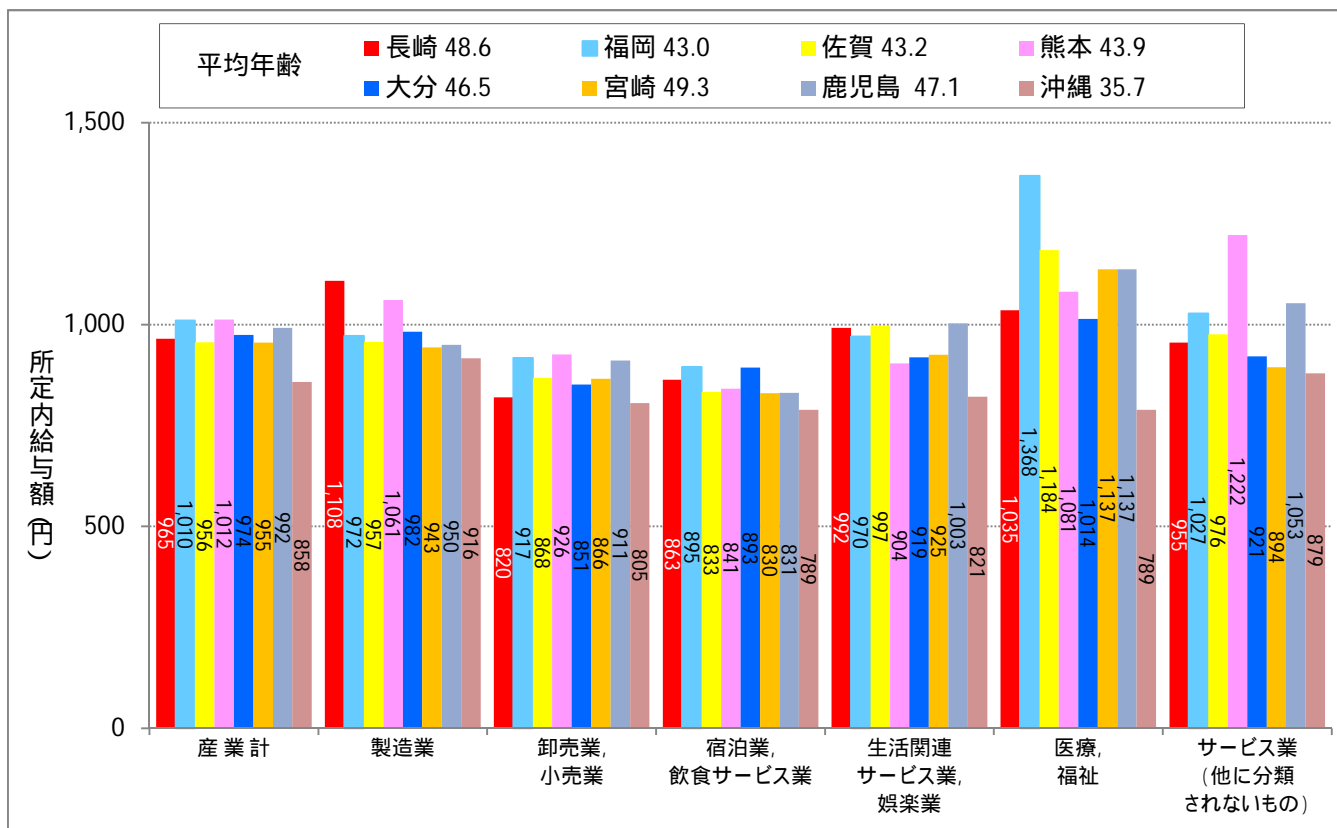
「建設業」「運輸業,郵便業」「サービス業」の女性は収録されていない。

資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

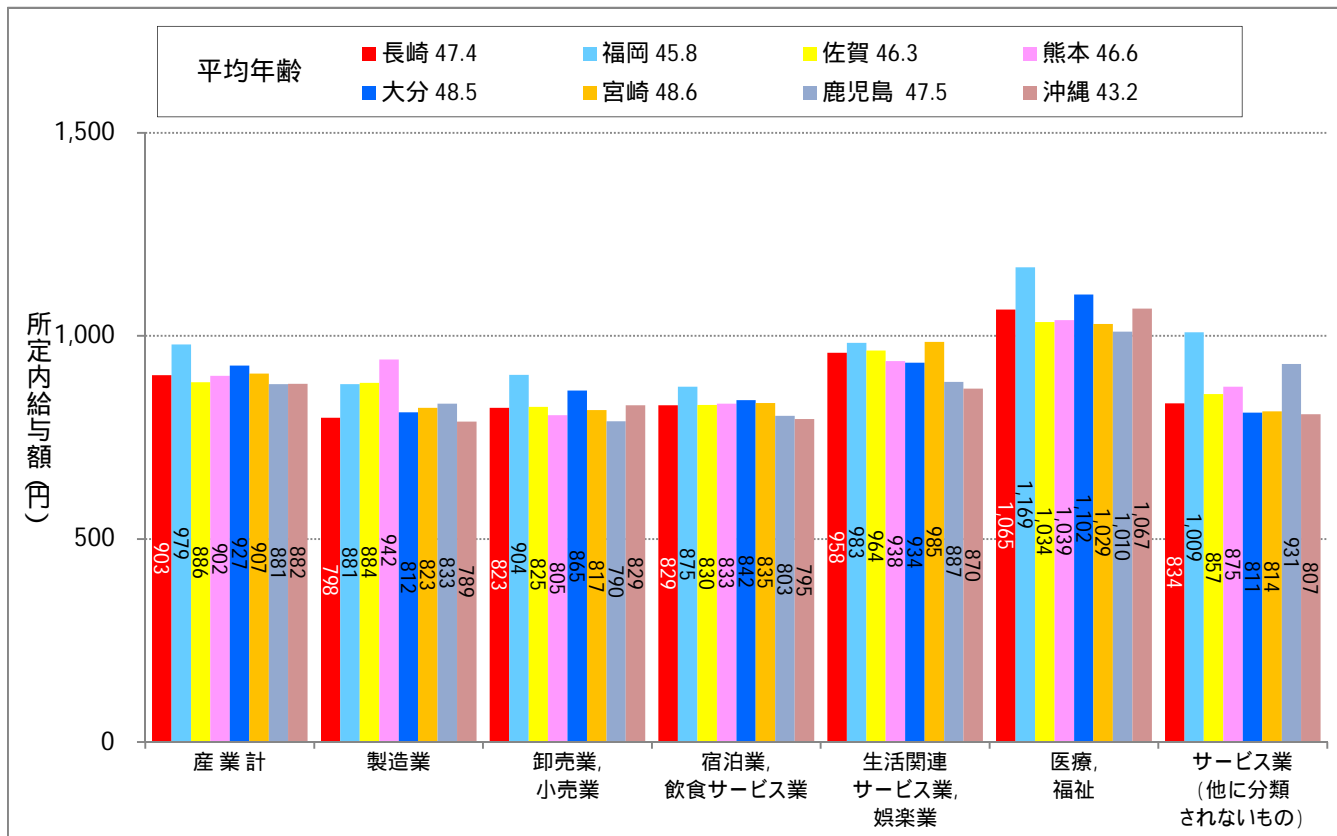


(6)九州・沖縄各県の短時間労働者の時間当たりの所定内給与額及び平均年齢

男性



女性

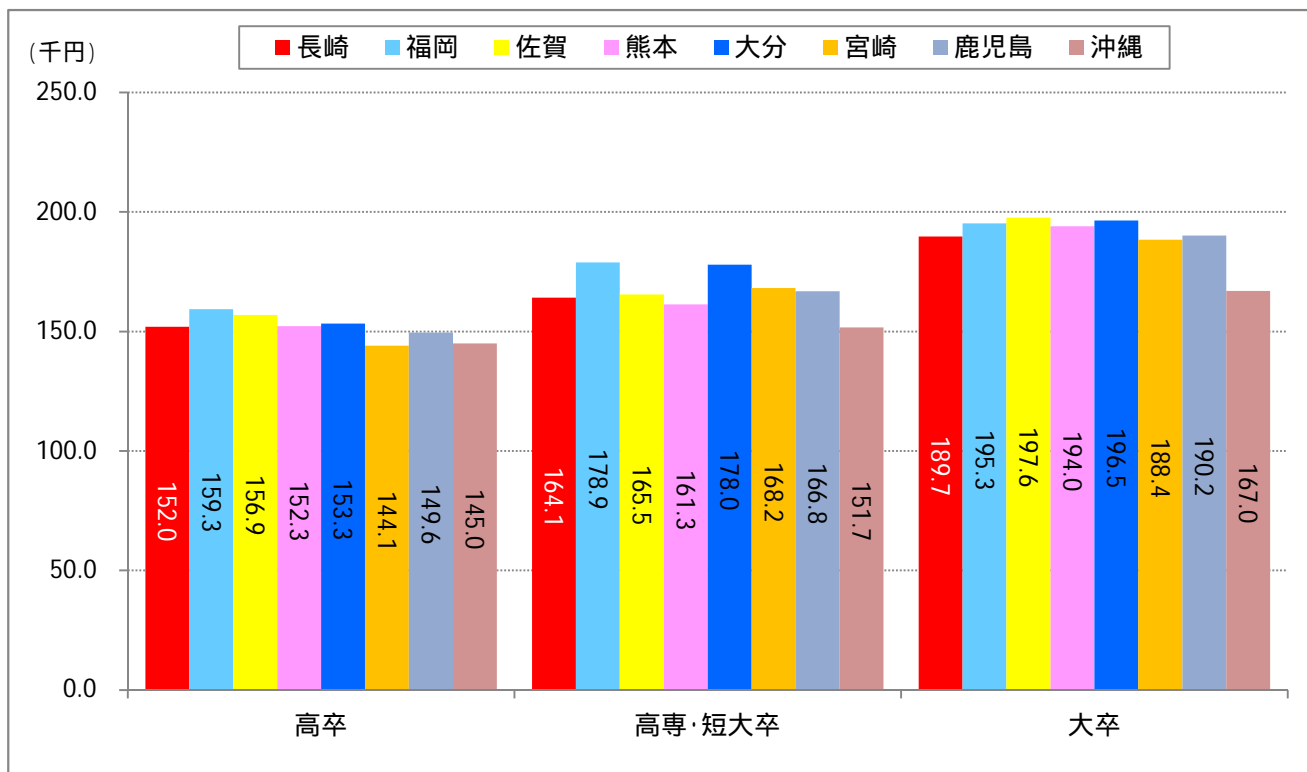


資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(7)九州・沖縄各県の性別、学歴別新規学卒者初任給額(企業規模計、全産業)

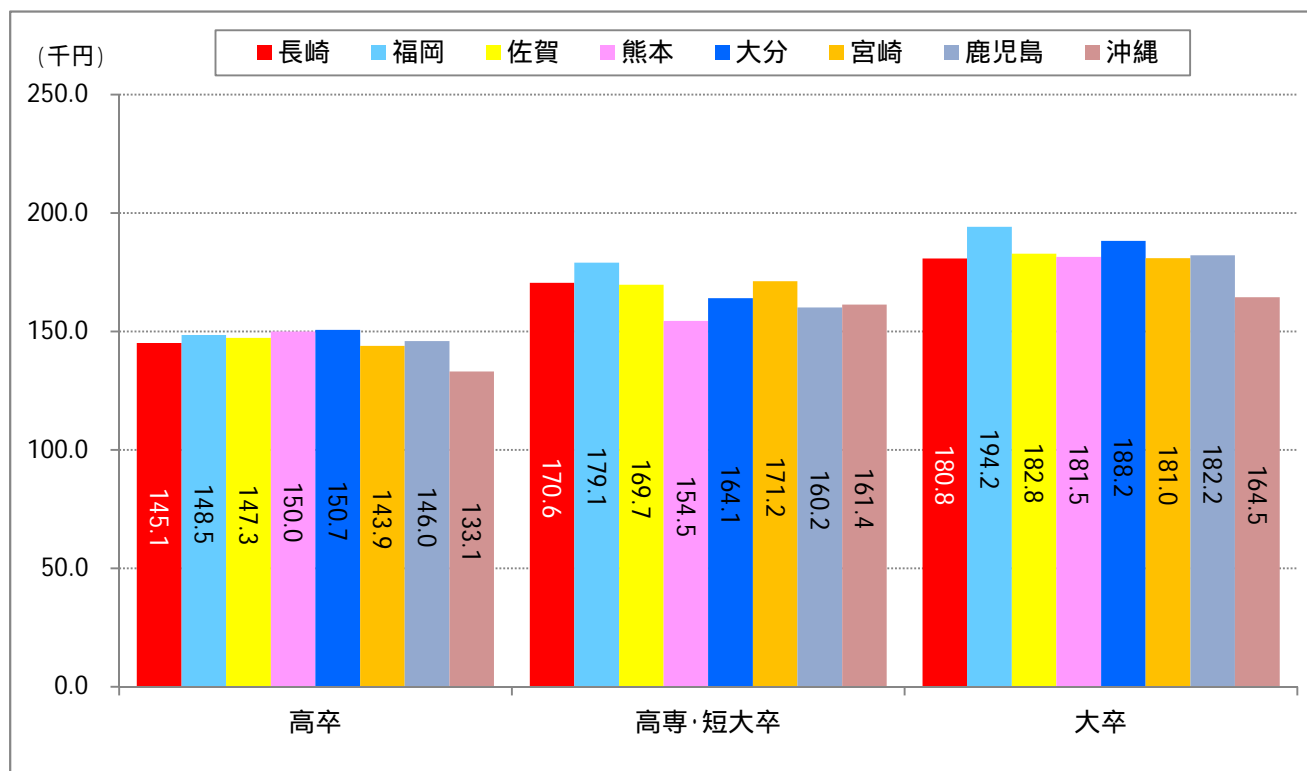
男性

長崎県における男性の学歴別新規学卒者初任給額を九州・沖縄8県と比較すると、高卒が5位、高専・短大卒及び大卒が6位と低位になっている。



女性

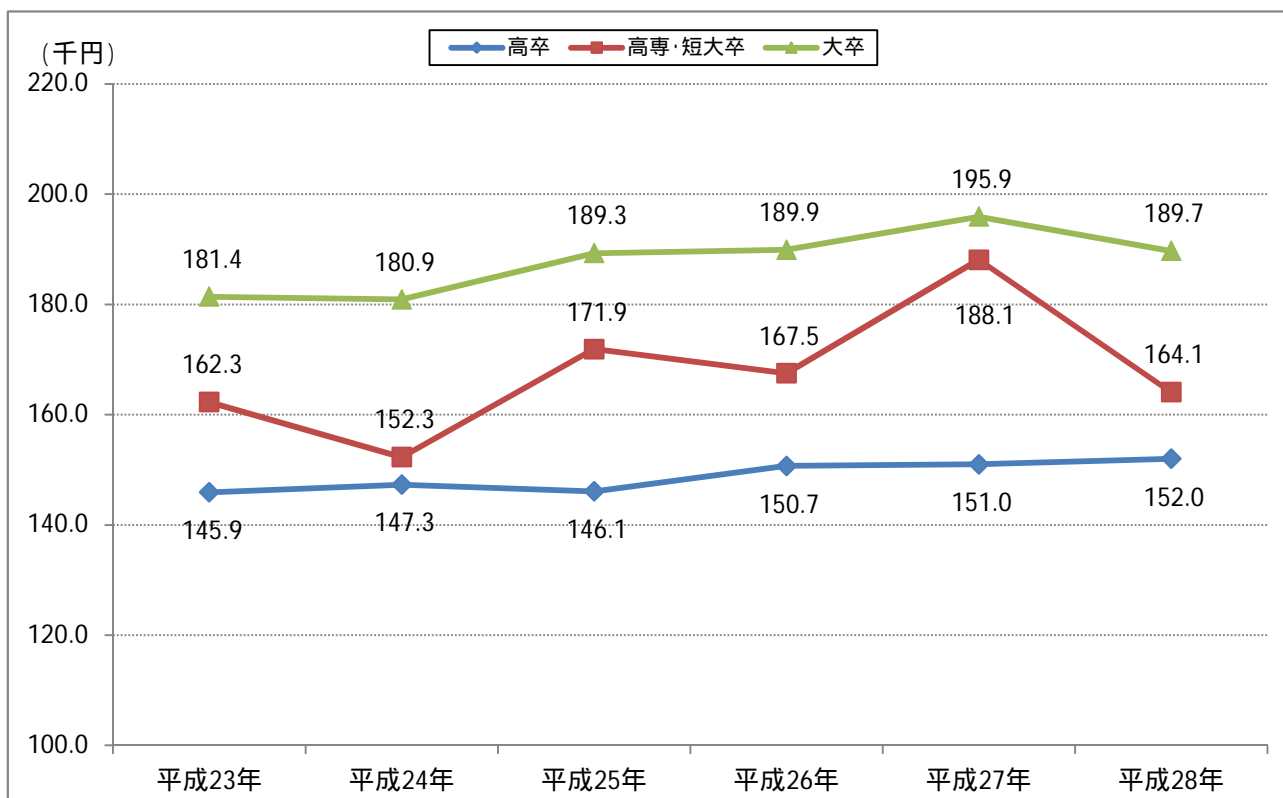
長崎県における女性の学歴別新規学卒者初任給額を九州・沖縄8県と比較すると、高専・短大卒が3位となっている一方で高卒及び大卒がそれぞれ6位、7位と低位になっている。



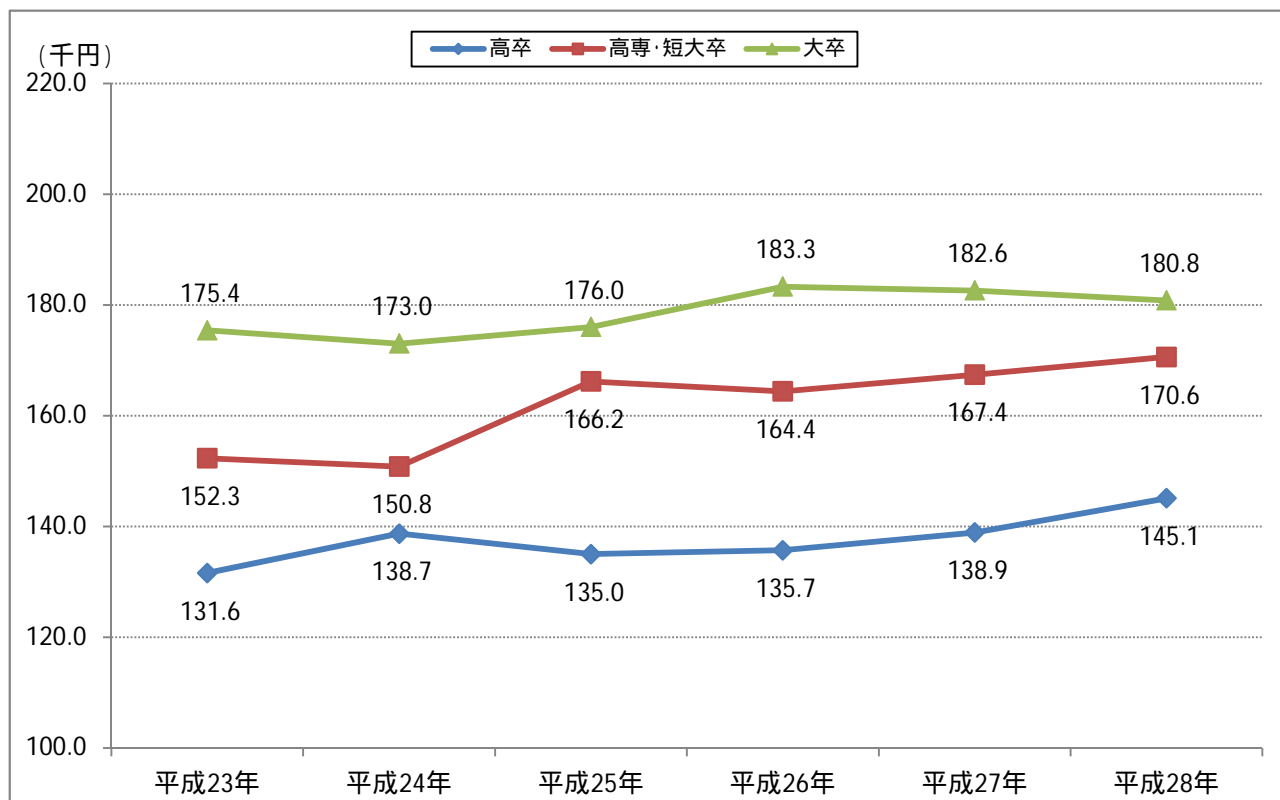
資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(8) 長崎県の性別、学歴別新規学卒者初任給額(企業規模計)の推移

男性

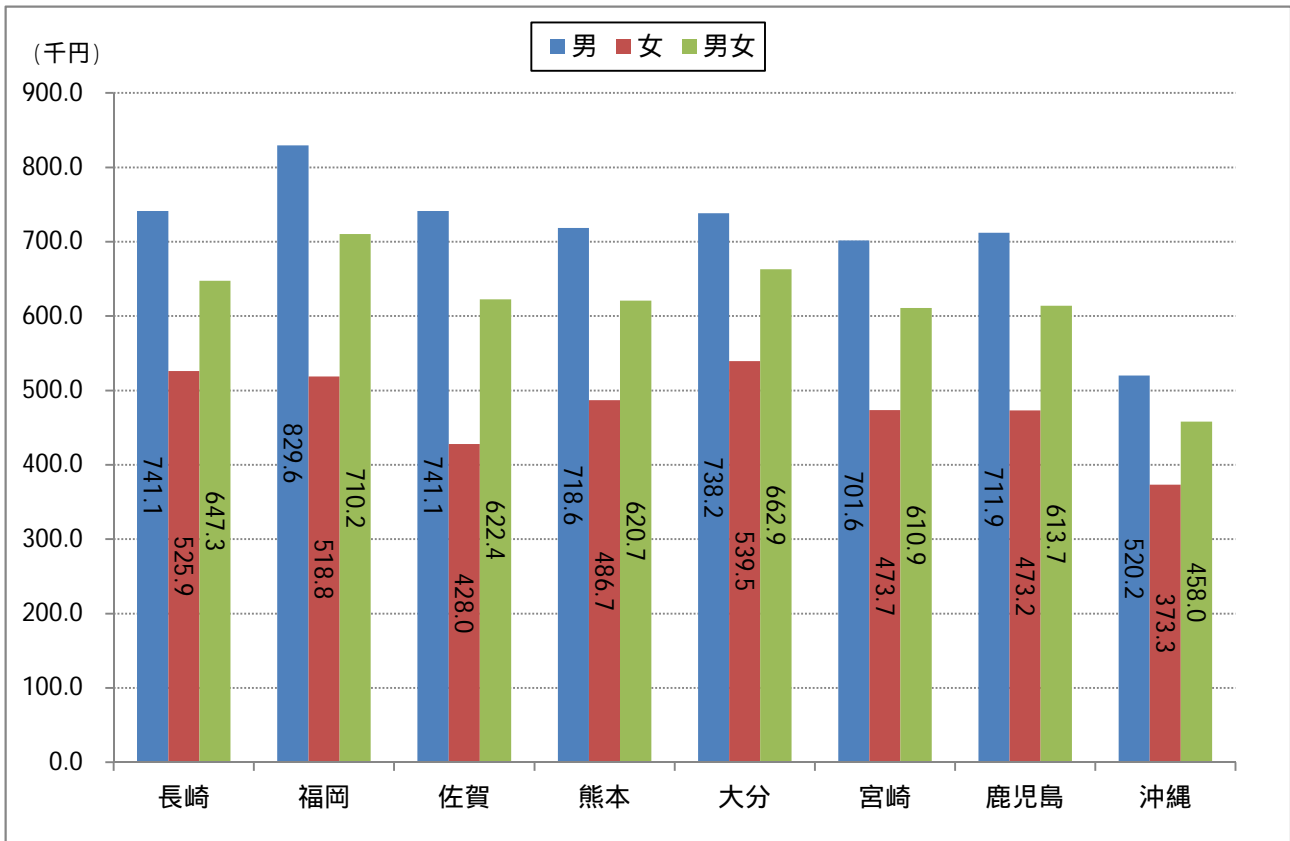


女性



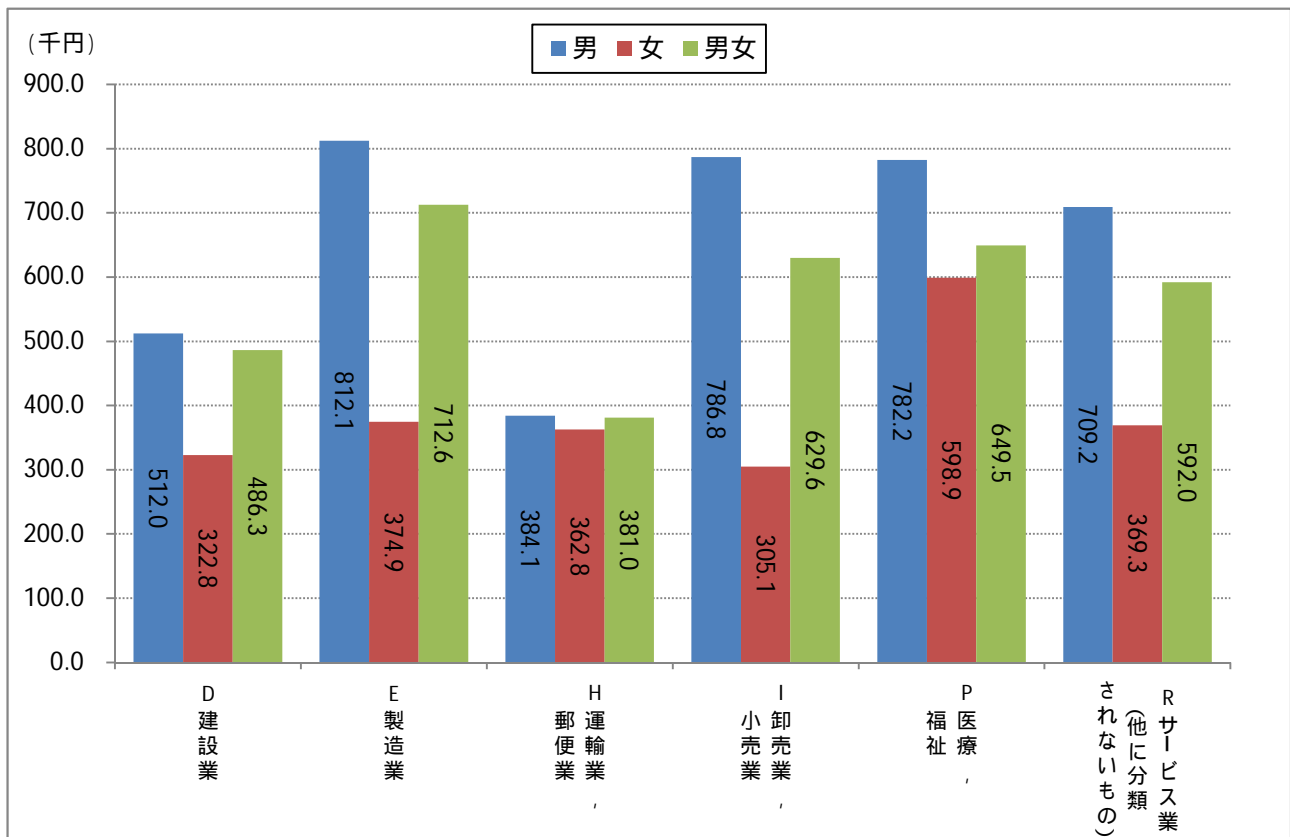
資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(9)九州・沖縄各県の年間賞与その他特別給与額(企業規模計)



資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(10)長崎県の産業別年間賞与その他特別給与額(企業規模計)

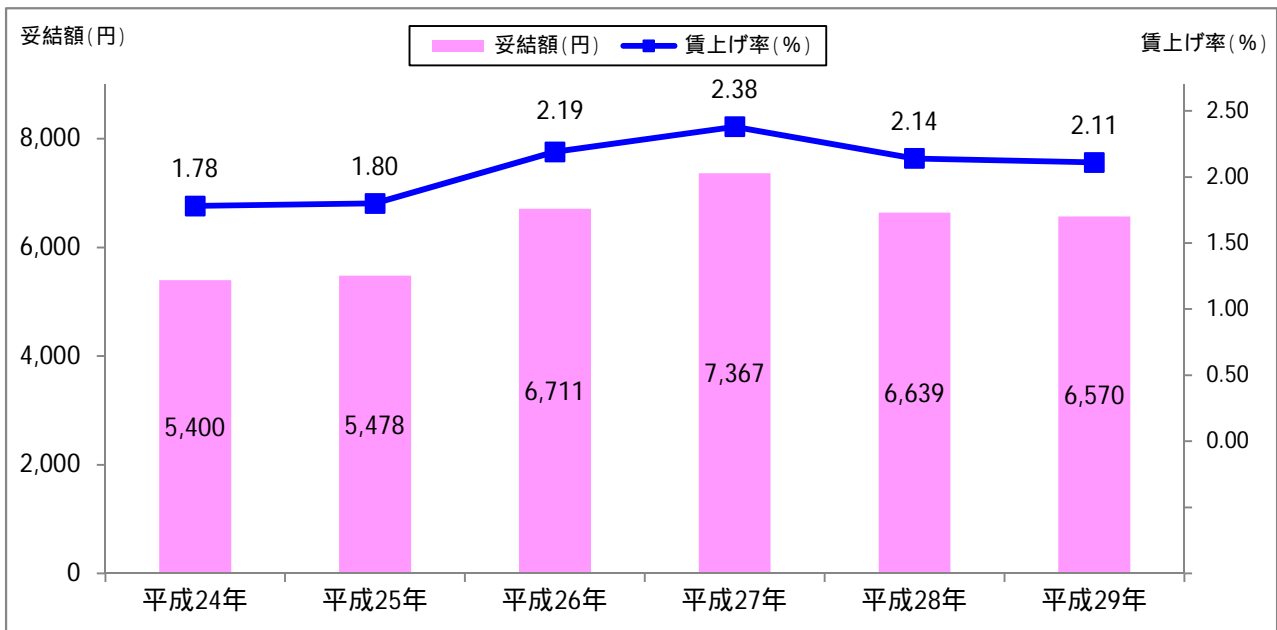


資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

## 2 賃上げ状況等

### (1) 全国の民間主要企業春季賃上げ受結状況 <加重平均>

主要企業	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受結額(円)	5,400	5,478	6,711	7,367	6,639	6,570
賃上げ率(%)	1.78	1.80	2.19	2.38	2.14	2.11



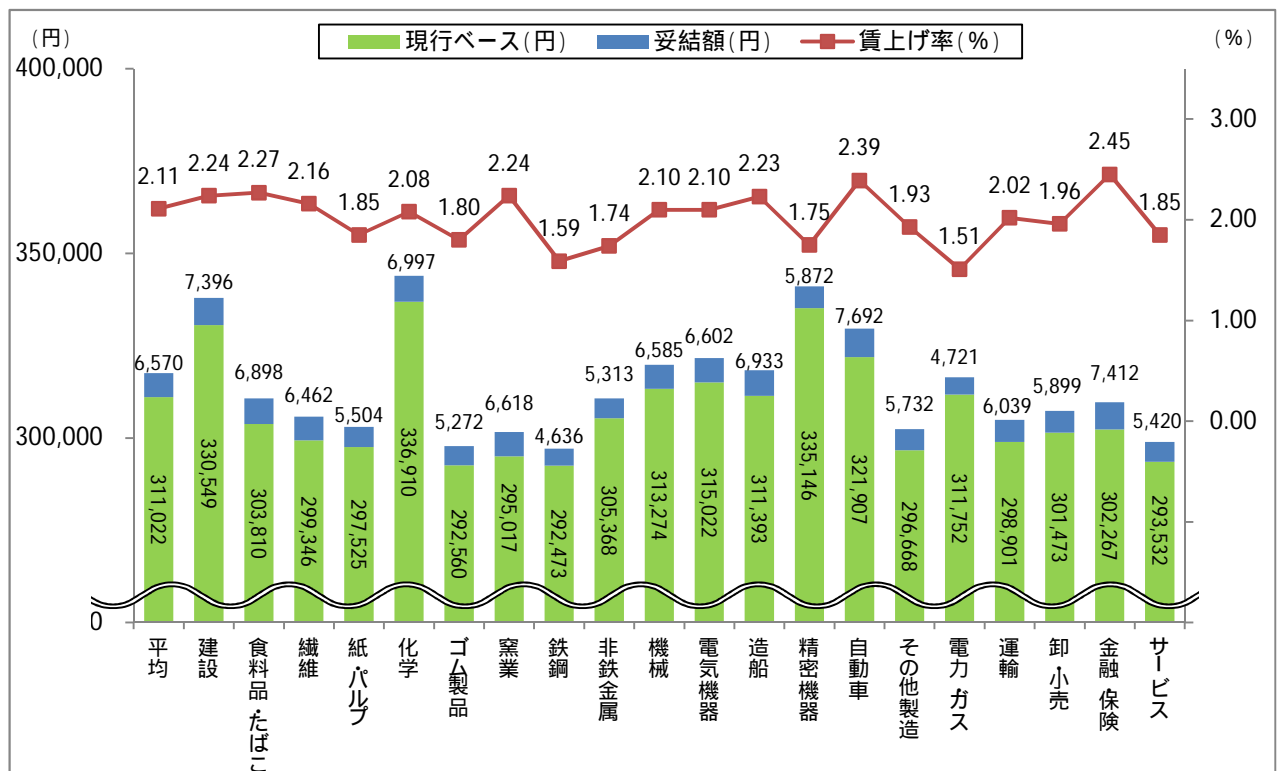
資料出所：厚生労働省 労使関係担当参事官室

### (2) 平成29年全国主要企業の状況(産業別) <加重平均>

集計対象企業は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業のうち、受結額(定期昇給込みの賃上げ額)などを把握できた312社である。

(数値は、各企業の組合員数による加重平均。)

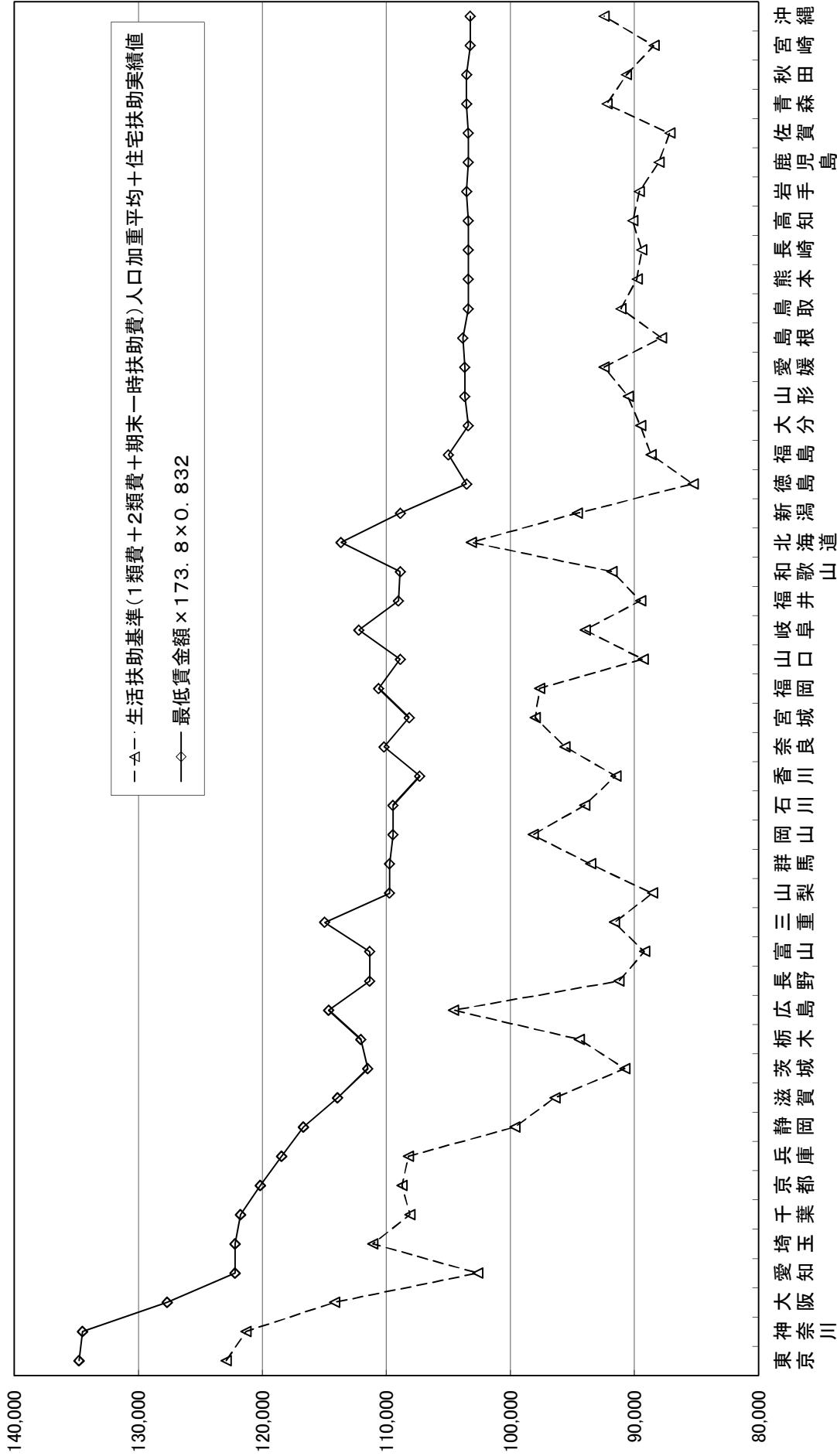
受結額は、原則として定期昇給込みの平均賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント(30歳、35歳など)での受結額(定期昇給込みの賃上げ額)を含んでいる。



資料出所：厚生労働省 労使関係担当参事官室

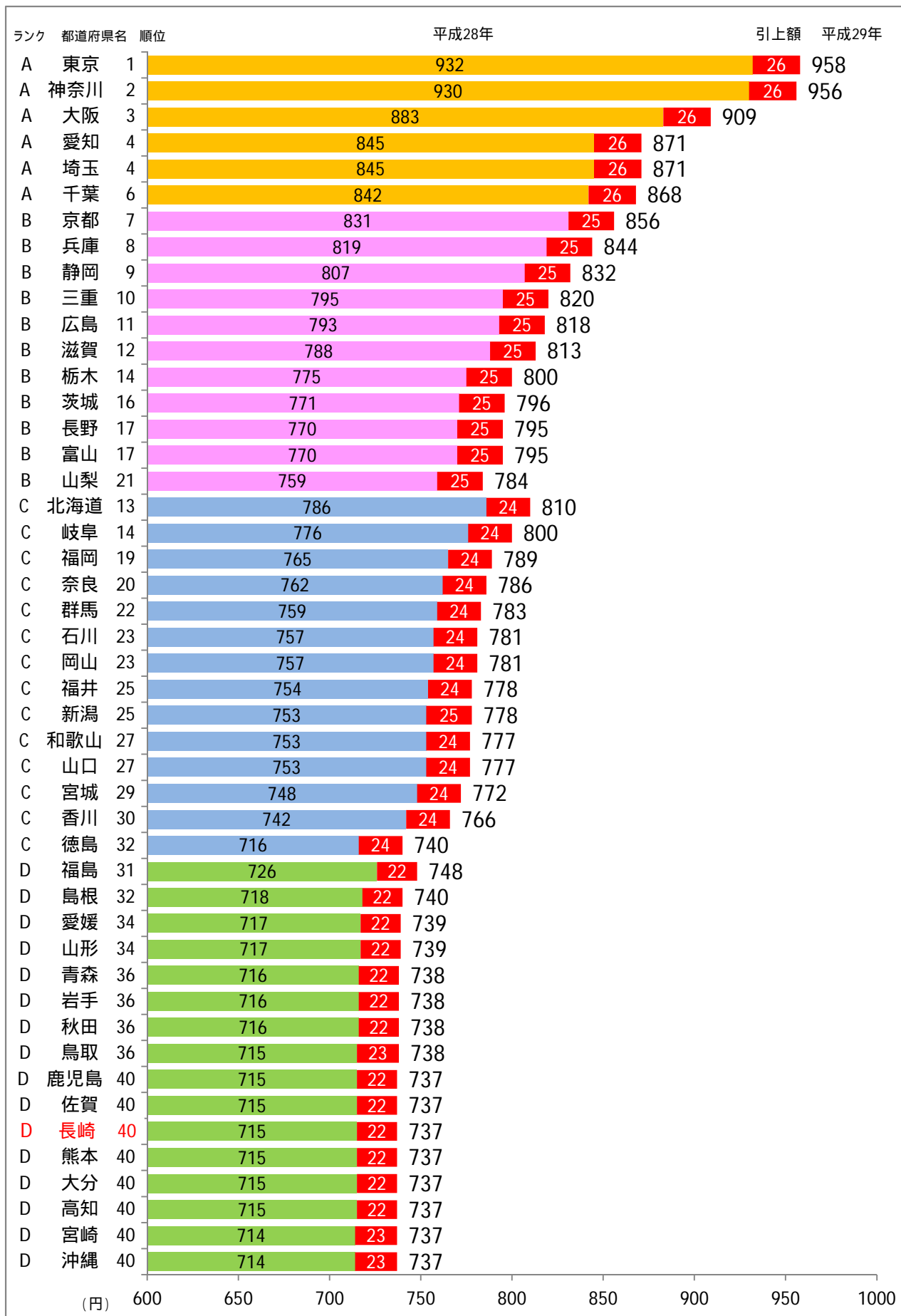
### (3) 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)生活保護のデータは平成27年度、最低賃金のデータは平成28年度のもの。  
 注4)0.832は時間額693円で月173.8時間働いた場合の平成27年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

### 3 平成29年度地域別最低賃金の決定状況

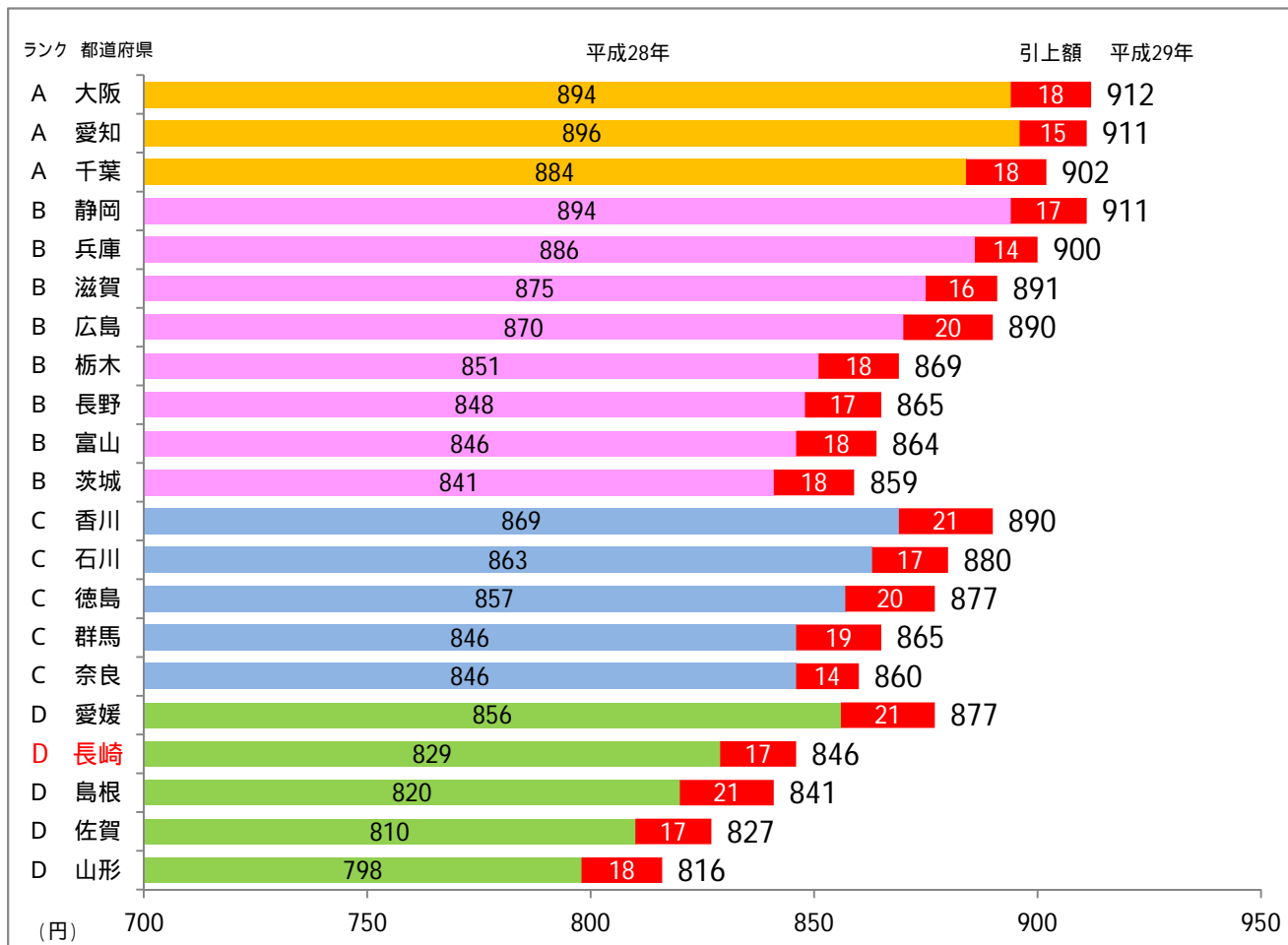


(注) Aランク Bランク Cランク Dランク



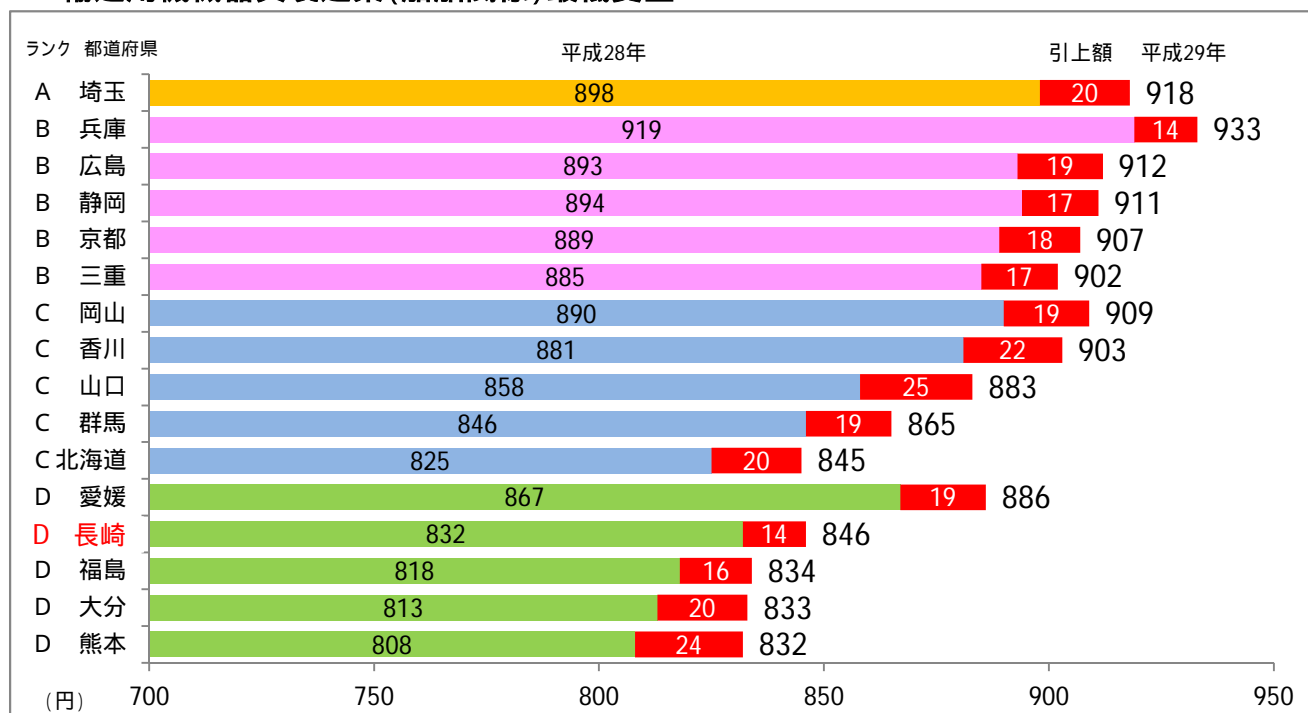
#### 4 平成29年度特定最低賃金の決定状況(業種別)

##### はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業等最低賃金



東京、神奈川、京都は平成29年度の改定は行われなかったため、地域別最低賃金が適用される。

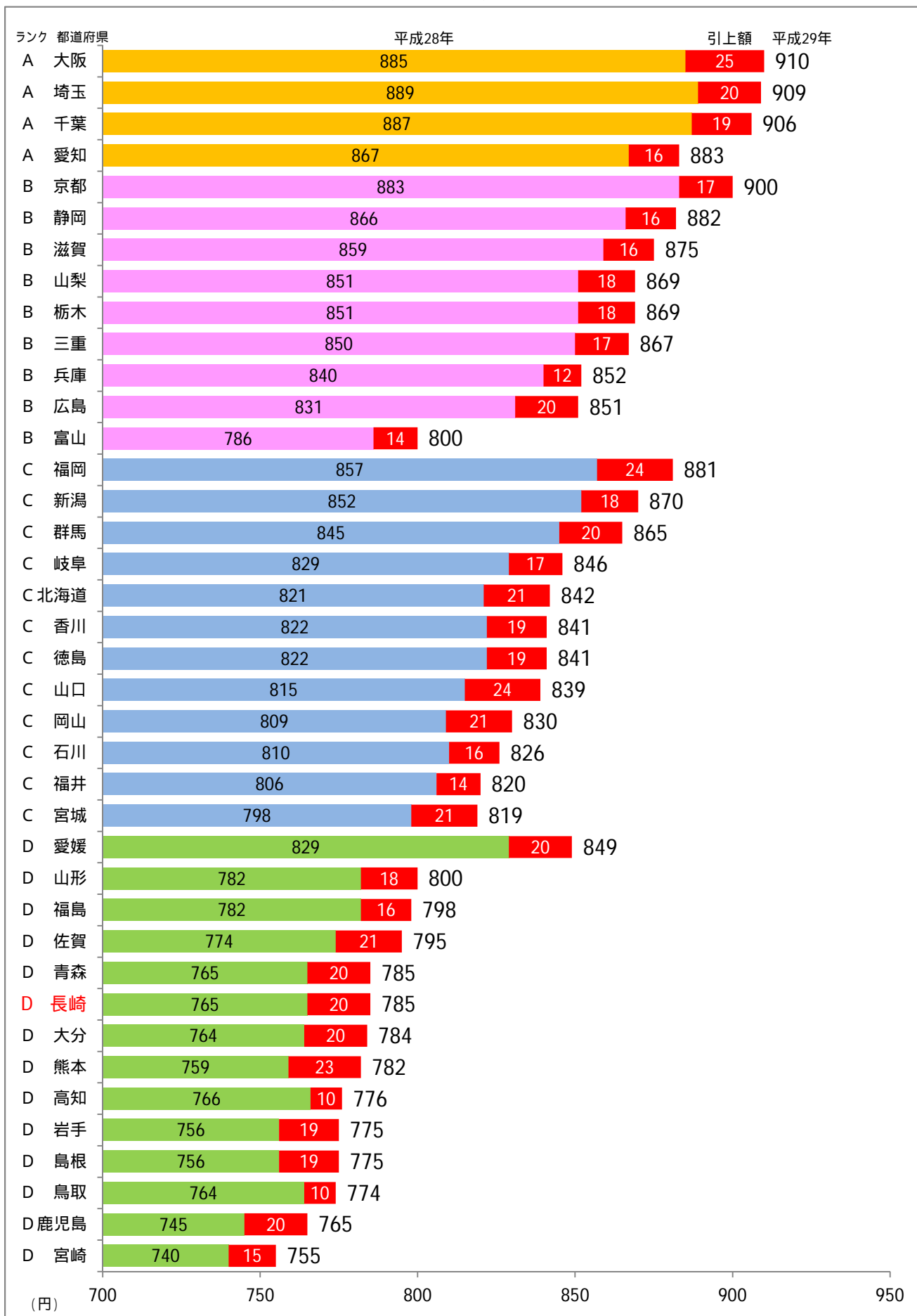
##### 輸送用機械器具製造業(船舶関係)最低賃金



東京、神奈川は平成29年度の改定は行われなかったため、地域別最低賃金が適用される。

(注)      Aランク      Bランク      Cランク      Dランク

# 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業等最低賃金



東京、神奈川は平成29年度の改定は行われなかったため、地域別最低賃金が適用される。

(注)      Aランク      Bランク      Cランク      Dランク